

船舶乗組員から覚醒剤を摘発

停泊中の外国籍船舶から降り立った船舶乗組員から、覚醒剤約 6kg を摘発しました。覚醒剤は、リュックサック内及び腹部に巻き付けられて隠匿されていました。



覚醒剤が隠匿されていた状況



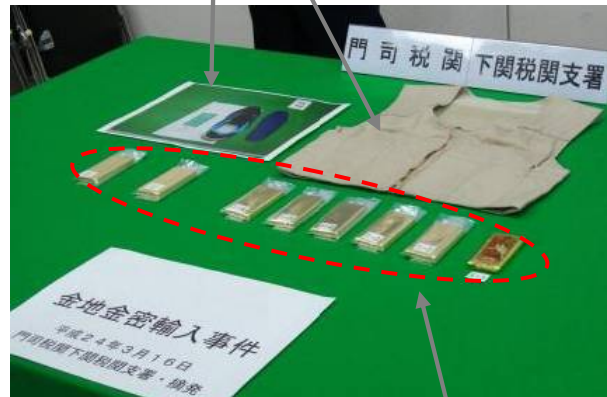
隠匿されていた覚醒剤

（平成 23 年 10 月、東京税関本関 摘発）

船舶乗組員から金地金を摘発

大韓民国から入港した外国貿易船の船員から、金地金 8 塊（約 8kg）を摘発しました。金地金は、船員が着用していた隠匿用ベスト及びスニーカーの底に隠匿されていました。

金地金が隠匿されていた隠匿用ベスト及びスニーカー（写真）



隠匿されていた金地金

（平成 24 年 2 月、門司税関下関税関支署 摘発）

フェリー旅客から覚醒剤を摘発

中華人民共和国から到着した日本人フェリー旅客から、覚醒剤約 2kg を摘発しました。覚醒剤はスーツケースの内張り内に隠匿されていました。



覚醒剤が隠匿されていたスーツケース



隠匿されていた覚醒剤

（平成 24 年 1 月、大阪税関本関 摘発）

不審な貨物を見つけたら
税関にお知らせください。

- 通関を異常に急ぐ又は頻りに問い合わせをする輸入者がいる場合
- 輸入者の連絡先が、携帯電話又は第三者を介しているなど、不自然な場合
- 貨物の配送先として、ホテル、民間私書箱等を指定したとき又は貨物の配送先が不明若しくは度々変更される場合
- 塗装、溶接などに明らかな加工の形跡があり、内壁や床に空間を造っているコンテナを発見したとき
- 同一貨物の中に異なるマークや印を付している貨物がある場合
- 同一の品名、包装状態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見した場合
- 営業内容からみて不釣り合いな貨物を輸入し、商品についての説明があいまい又は回答に時間がかかるような輸入者がいたとき
- インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見した場合